

政策制度提言要求回答報告

～観光庁懇談会ならびに省庁交渉開催～



サービス連合新聞

T160-0002
東京都新宿区四谷坂町
9-6坂町Mビル2F
Tel 03-5919-3261
発行人 森 啓記



観光庁懇談会の様子

観光庁懇談会

サービス連合では結成以来、産業活動の社会的公正さと観光立国にふさわしい産業の健全な発展を促すことを目標に掲げ、働くもの立場から産業政策活動に取り組んでいます。

その一環として、2017年6月5日にサービス連合と観光庁との懇談会を国土交通省にて開催しました。冒頭にサービス連合を代表して山口副会長から、観光庁から山内観光産業課

課長補佐より挨拶が行われました。

今回の懇談会では「観光産業と社会の発展」、「産業内の人財育成・地域における人財育成」に関わる提言を中心に意見交換を行い、国の観光政策への意見反映を要請しました。

「観光産業と社会の発展」では地上手配業者の登録制度を含む旅行業法の一部改正と通訳案内士法の改正について観光庁より説明を受け、旅行者の安心・安全の確保にむけた取り組みを認識するとともに、法の適正な運用と悪質業者の取り締まりを強化するよう提言を行いました。また「産業内の人財育成・地域における人財育成」では宿泊業を中心に観光庁が実施する人材育成プログラムや産業全体のな人材育成の考え方について説明を受け、将来の産業を担う人材の確保と育成の重要性について提言を行い、休暇取得などこの産業での働き方も含めて意見交換を行いました。最後に、

海外旅行の促進策が人財育成にもつながることや、地域における観光政策について各地連から現状を伝えて、懇談会を終了しました。今後も、観光立国実現に向けたサービス連合の提言を観光庁等へ直接伝え意見を反映できるよう、懇談会などを開催して取り組んでいきます。詳しい内容についてはホームページや第17回大会議案書資料をご覧ください。

省庁交渉

全日本交通運輸産業労働組合協議会（交通労働）をつうじた省庁交渉が3月から5月に実施されました。

今年度は国土交通省や厚生労働省などに加え、新たに法務省と外務省に対し要求を行いました。

観光関連では、観光庁などに受入環境整備や需要創出などについて要求しました。また、航空貨物関連では国土交通省に施設や保安制度関連、厚生労働省に検疫関連、財務省に関税関連の要求を行いました。

詳しい要求内容については、交通労働協のホームページをご覧ください。また各省庁の詳しい回答についてはサービス連合ホームページに掲載する予定です。

交通労働政策制度要求抜粋

(☆要求 ※回答)

【国土交通省・総合政策局】

☆観光先進国の実現に向けた取り組みの更なる強化

※訪れたくなる日本をめざし、政府一丸、官民一体となって取り組みたい

☆新たな鉄道バスの創出

※鉄道事業者との意見交換会の場で国土交通省を通じて検討を施したい

【国土交通省・自動車局】

☆貸切バス車両と乗務員の確保

※営業区域の拡大実施・乗務員確保策を支援

【国土交通省・航空局】

☆燃油サーチャージを本体運賃と一本化

※現行制度は世界で広く定着し合理的である

☆成田空港貨物地区の安全対策強化

※空港会社や警察当局と連携し安全策講じる

【国土交通省・観光庁】

☆地上手配業者の登録制導入

※JATA取り組みの周知に協力する

☆児童・生徒社会体験休暇制度の導入

※様々な観点から検討していきたい
☆アウトバウンドの拡大で相互交流を活性化
※双方方向の交流は重要と認識・推進したい

【外務省】

☆パスポート申請書WEB化

※試験運用を実施、課題を解決し運用を検討

2017 春季生活闘争集計

実質的な賃金改善は55組合

年間一時金3.15カ月 夏期一時金1.61カ月

第17回定期大会での2017春季生活闘争まとめの集計結果がとりまとめられました。

2017春季生活闘争では、2014春季生活闘争から引き続き、中期的な賃金目標「35歳年収550万円」の実現にむけ、多くの加盟組合で実質的な賃金改善要求を行い、55組合が回答を引き出しました。

賃金改善額は、全体では6,424円と前年同期比から41円増加しました。実質的な賃金改善額は、全体では3,192円となり、前年を1,317円上回っています。

また、一時金水準は年間では昨年を0.20カ月下回る3.15カ月となり、夏期では1.61カ月と昨年水準より0.05カ月減少しましたが、2016春季生活闘争に引き続き比較

的高い水準を確保しています。

最低保障賃金については、すべての加盟組合での要求を徹底することはできませんでしたが、産業別最低保障賃金について要求水準は下回ったものの初めて協定化に至った加盟組合もあり着実に進展しました。

一方で、都市部における一部の都道府県では1,000円を超える実態があることから、協定が難しくなるなどの課題が生じています。

同時要求項目では、総実労働時間短縮にむけ、長時間労働の是正にむけた取り組みとして、年間休日数の拡大や有給休暇の完全取得にむけた計画の策定、リフレンシユ休暇期間の拡充、所定労働時間の短縮、勤務間インターバル時間の拡大、申出書を提出した者を対象に1カ月の所定外労働

が60時間を超えた社員への医師による面談指導の実施などについて合意した加盟組合がありました。その他

に、育児における有給休暇の取得可能な制度の構築や有給休暇の取得日数の拡大、短時間勤務制度の拡充、休職期間の拡充、所定外労働時間免除期間の延長、職場環境の改善や組織強化・拡大の取り組みとして組合員範囲の見直しに合意した加盟組合がありました。

2割近い加盟組合が交渉を継続しており、最終集計については改めて報告します。

○賃金改善 (6/19現在)

	2017年	2016年
全体	6,424円 (2.25%) 32組合	6,383円 (2.25%) 44組合
ホテル・レジャー業	4,788円 (1.94%) 9組合	5,701円 (2.37%) 17組合
観光・航空貨物業	7,460円 (2.41%) 23組合	6,698円 (2.21%) 27組合

○夏期一時金 (6/19現在)

	2017年	2016年
全体	1.61カ月 94組合	1.66カ月 89組合
ホテル・レジャー業	1.36カ月 34組合	1.35カ月 32組合
観光・航空貨物業	1.75カ月 60組合	1.83カ月 57組合

UNWTO賛助加盟員に 仮承認される

サービス連合では結成以来、産業の健全な発展のため業界団体とも連携を強化しながら政策提言活動を継続してきました。

今後の観光政策を考えるうえで、グローバル社会の進展や急速な変化が予想される観光産業情勢への理解を更に深めるためにも、世界の観光産業全体の流れを大局的に捉える必要があることから、国連の観光分野における専門機関である国連世界観光機関（UNWTO）との関係構築を進めてきました。その結果、2017年5月に開催されたUNWTO執行理事会において賛助会員となるための仮承認を得ることができました。9月に開催される総会で正式に承認される予定です。今後は私たちが掲げる観光政策提言内容の充実や政策の実現にむけ、更なる取り組みを進めます。

日本の賛助加盟員

- (独) 国際観光振興機構
- (二社) 日本旅行業協会、(公財) 日本交通公社
- (株) HIS、松蔭大学、北海道大学、和歌山大学、(株) JTB、(公財) 日本観光振興協会、京都大学大学院情報科学研究科数理工学専攻、(株)ぐるなび、東洋大学、全日本空輸(株)、立教大学観光学部【順不同】

UNWTOとは

観光に関する唯一の国際観光機関として1975(昭和50)年に設立されました。世界の観光振興を図るべく、観光政策に関する



第17回定期大会の開催迫る

第17回定期大会が7月13日(木)に、リーガロイヤルホテル東京で開催されます。

改選期にあたることから、2017〜2018年度の役員選挙も実施されます。

第13回中央執行委員会にて選挙管理委員会の設置が確認され、委員長には藤田観光労働組合の鷺坂氏が就任し、本部役員選挙が告示されました。

今大会では2017春季生活闘争のまとめ(案)をはじめ7つの議案を提起することが6月に行われた第13回中央執行委員会で確認されています。

今大会はサービス連合の2年1期の活動サイクルで

第16回エンパワメント研修会開催

4月26日(水)、東京・大崎の南部労政会館にて加盟組合の女性役員および男女平等参画推進担当者を対象とした第16回エンパワメント研修会を開催し、全国から39名が参加しました。

基調講座としてOFFICE



CEMIHARU代表江間みはる氏による「仕事の能率が上がる整理術」を受けました。演習を交え、整理することは仕事の能率・生産性向上につながるという観点を学びました。

その後、基調講座を踏まえ、自分の時間の使い方を整理し、自由に使える時間を生み出す工夫についてグループディスカッションを行いました。また、組合員からの相談という設定でグループごとにアドバイスを考え、発表を行いました。

参加者アンケートでは学んだ事を今後の活動に活かしていきたいとの声が多く、実りある研修となりました。

無期転換ルールの導入に備えましょう

労働契約法の一部改正が2013(平成25)年4月より施行され、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより期間の定めのない労働契約に転換できる「無期転換ルール」が出来ました。2018(平成30)年4月以降に初めて無期転換申込権が発生することから、円滑な無期転換にむけて労使間で協議し、協定化などに取り組む必要があります。

無期転換ルールの導入にあたって、有期雇用労働者が無期労働契約への転換前に雇止めとならないようにすること、雇用の安定により労働者の意欲や能力の向上がはかれることや、企業活動に必要な人材の確保に寄与することなど、無期転換がもたらすメリットについて十分理解するよう会社に求めましょう。また、無期転換ルールのことを知らない有期契約労働者も多いため、制度の周知にとめるとともに、雇止めに対する不安の解消や安心して働き続けることができる環境整備のためにも、組織拡大や組織強化に

《無期労働契約への転換についての取り組み内容》

- ① 正規労働者への登用機会を設定する。
- ② 無期労働契約への転換について、労働協約および就業規則で早期に定める。
- ③ 無期転換後の労働条件について、転換前から引き上げるようつとめる。
- ④ 無期転換申込権の発生要件と行使期間について書面で明示する。
- ⑤ 無期転換の申し込みは書面で行うこととする。

リゾート委員会全国会議開催報告

サービス連合では、リゾートホテル・旅館業特有の労働環境等について情報交換を行う「リゾート委員会」を開催しています。

5月22日(月)〜23日(火)箱根ホテル小涌園にて「リゾート委員会 全国会議」を開催し、全国から6組合が参加しました。

会議では、藤田観光労働組合、リゾート支部、箱根小涌園分会より、4月20日に開業を迎えた「箱根小涌園 天悠」での開業準備やおもてなしに関するエピソードについて事例報告があり、実際に施設見学も行い、



全国会議の様子

労働環境や生産性の向上にむけて活発な意見交換を行いました。共有した事例について参加者がそれぞれ持ち帰り、自組織の労働環境向上の取り組みに活かすこととしました。

見学受け入れや事例報告について多大なるご協力いただいた藤田観光労働組合、リゾート支部、箱根小涌園分会の皆さん、本当にありがとうございました。

(報告) サービス連合本部 橋本拓真副事務局長



皆さまに支えられ、全労済は60周年を迎えました。

住まい共済	ごくおん共済
総合医療共済	マイカー共済
自動車共済	交通災害共済
新卒入社移行共済	労働生命共済

保障のことなら **全労済**

全労済は、福利を目的とし、保障の生駒として生活事業を営み、組合員の皆さまの安心と命とを大事にすることを旨としています。皆様をお支えしたいと考えています。組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。



大会議案書には 森の町内会の紙を

森の町内会は、「間伐に寄与する紙」を購入・使用することで間伐費用の寄付につながる仕組みです。サービス連合では大会等の議案書で使用する紙に「森の町内会」を利用して

おり、加盟組合にも協力をお願いしています。

【利用方法は簡単】

★印刷会社を利用する場合、印刷会社(どの印刷会社でも取り扱いができません)と森の町内会事務局(03-3456-0408)に伝えるだけです。

★印刷会社を利用しない場合は、ASKUL(2017春夏号P.523)でコピー用紙を販売していますので、伝票のコピーをサービス連合に送付するだけ(FAXでも可)です。

費用は、紙1キロに15円の間伐促進費を加算します。目安ですが約2%のコ

ストアップで環境貢献ができます。

エコライフ21活動

サービス連合では、エコライフ実現のため「環境にやさしい12の生活」を基本的な行動として推奨しています。

これから暑い時期になりますが、エアコンの設定温度を控えめ(28℃が目安)にしたり、扇風機で空気を循環させ、効率的にエアコンを使用するなど、まずは電化製品を上手に使って消

連合エコ大賞 応募しませんか

〜取り組み募集中〜

連合では持続可能な地球環境の保全にむけて「連合エコ大賞」を設け、節電等、関連した活動を公募し、団体や個人の取り組みに対する表彰をつうじて『環境にやさしいライフスタイルへの見直し』を進めています。今年も6月1日から募集が開始されています。(詳細は連合ホームページ <http://www.ren.go.org/mecoaward.html>)

費電力を削減しましょう。他にも意識すれば、誰にでもできることばかり。身近なところから、できることから…。



サービス連合公式 Facebook発信中

サービス連合では公式Facebookページを開いています。加盟組合の組合員への様々な情報発信をつうじ、日頃の活動を伝えるとともに産別活動をより身近に感じてもらうことを趣旨としています。

Facebookページをご覧いただき、「いいね!」や「シェア」していただくことで産別活動の輪を広げていきましょう。

**仲間同士のたすけあいで
もっと、もっと大きな安心を。**

全労済 保障のことなら

無料法律相談実施

組合員の相談費用は無料
訴訟等の弁護士費用は別
【東京】
毎月第2水曜日
18時30分から2時間
サービス連合本部で実施
※事前連絡要
サービス連合本部
03-5919-1326
1

【大阪】
電話受け付けのみ。
平日 10時から18時
サービス連合西日本地連
06-6459-1311
0

○7月12日
第14回中央執行委員会
○7月13日
第17回定期大会

サービス連合組織共済

サービス連合では、1人年間100円の組織共済掛金を納入して頂き、以下の場合に弔慰金や災害見舞金を支給する組織共済を実施しています。以下の事由が発生しましたら所属する労働組合を経由してサービス連合に申請して下さい。

詳細は、サービス連合ホームページをご覧ください。

死亡	158万円
葬儀	53万円
配偶者	33万円
遺族	53万円
子供	53万円
自然災害	53万円
火災	53万円
地震	53万円
その他	53万円

※ 弔慰金・災害見舞金・葬儀費用・配偶者・遺族・子供・自然災害・火災・地震・その他

けっこう使える りうきん

お母さん、お父さん、あなたも、みんなの未来のために。

りうきん